

平成25年11月15日

山梨県知事 横内 正明 殿

山梨県国民保護協議会
会長 横内 正明



山梨県国民保護計画の変更について（答申）

平成25年10月8日付け防危第2660号で諮問のあったことについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項第2号の規定により、本協議会の意見を下記のとおり答申する。

記

山梨県国民保護計画の変更是、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び国民の保護に関する基本指針に基づいており、適当であると認める。